

選挙期日（投票日）当日の投票終了時刻の繰り上げについて（お知らせ）

令和6年4月

柳井市選挙管理委員会

令和7年1月以降に行われる選挙から投票日当日の投票時間が午前7時から午後7時まで（平郡地区を除く。）に変更になります。なお、期日前投票所の投票時間は今までどおりです。

柳井市選挙管理委員会では、近年の選挙執行状況等踏まえ、令和7年1月以降に行われる選挙から、投票日当日の投票終了時刻を1時間繰り上げ、市内全27投票所のうち平郡地区を除く25投票所の投票終了時刻を午後7時までとすることとしました。

市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1 本市における近年の選挙執行状況

- (1) 期日前投票・不在者投票制度の利用（別表1参照）により、投票日当日に投票所で投票する人が減少傾向（別表2参照）にあり、その中でも午後7時以降に投票される人はかなり少なく、投票者総数の2%前後となっています。

（別表1）期日前投票・不在者投票利用状況

項目	執行日及び選挙名 R3. 2. 28 執行 柳井市長選挙	執行日及び選挙名 R3. 10. 31 執行 衆議院議員総選挙	執行日及び選挙名 R3. 12. 5 執行 柳井市議会議員一般選挙	執行日及び選挙名 R4. 2. 6 執行 山口県知事選挙	執行日及び選挙名 R4. 7. 10 執行 参議院議員通常選挙	執行日及び選挙名 R5. 4. 23 執行 衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙
期日前投票日数	6日	11日	6日	16日	16日	11日
期日前・不在者投票者数	5,420人	5,889人	5,347人	4,307人	5,531人	5,039人
投票者総数	16,771人	14,371人	14,743人	10,793人	13,471人	12,284人
投票者総数に対する期日前・不在者投票者数の割合	32.32%	40.98%	36.27%	39.90%	41.06%	41.02%

（別表2）投票日当日の午後7時以降の投票状況

項目	執行日及び選挙名 R3. 2. 28 執行 柳井市長選挙	執行日及び選挙名 R3. 10. 31 執行 衆議院議員総選挙	執行日及び選挙名 R3. 12. 5 執行 柳井市議会議員一般選挙	執行日及び選挙名 R4. 2. 6 執行 山口県知事選挙	執行日及び選挙名 R4. 7. 10 執行 参議院議員通常選挙	執行日及び選挙名 R5. 4. 23 執行 衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙
午後7時以降の投票者数	303人	275人	243人	191人	466人	292人
当日投票者数	11,351人	8,475人	9,396人	6,486人	7,935人	7,241人
投票者総数	16,771人	14,371人	14,743人	10,793人	13,471人	12,284人
投票者総数に対する午後7時以降の投票者数の割合	1.81%	1.91%	1.65%	1.77%	※ 3.46%	2.38%

※ 参議院議員通常選挙は夏時期に行われた選挙であり、涼くなってから投票された人が多かったと考えられます。

- (2) 投票所ごとに投票立会人を2人以上5人以下で配置することとされており、本市の場合、各投票所に2人ずつ選任していますが、長時間の従事が負担となり、投票立会人2名を確保することが困難な状況になっています。

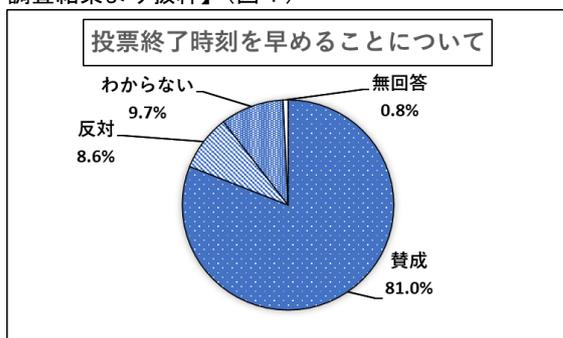
2 選挙期日当日の投票時間短縮に関するアンケート調査の実施

このような状況を踏まえ、本委員会では、令和5年11月から同年12月にかけて市内の有権者2,528人（令和5年9月定時登録の選挙人名簿登録者から無作為に抽出。ただし平郡地区を除く。）を対象に、アンケート調査を実施しました。なお、回答者数は1,330人でした。

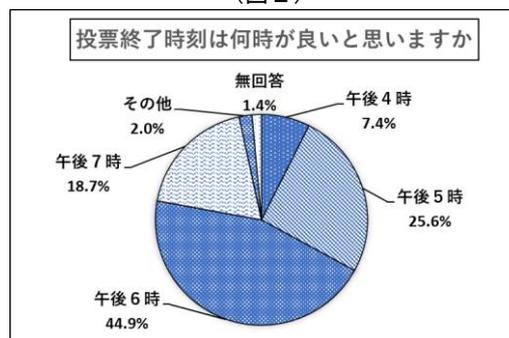
その結果、投票終了時刻を早めることについて賛成の人が81.0%、反対の人が8.6%となっています(図1参照)。また、賛成の人のうち、終了時刻については午後6時を選択された人が一番多く44.9%、2番目が午後5時で25.6%、3番目が午後7時で18.7%と続いています(図2参照)。

また、期日前投票制度を知っていると回答された人は90.8%、また、期日前投票所で投票したことがあると回答された人は66.7%でした。

【アンケート調査結果より抜粋】(図1)



(図2)



3 全国及び山口県の投票所閉鎖時刻の繰り上げ状況

令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙時の投票所閉鎖時刻の繰り上げ状況について、総務省ホームページで公開している「投票所開閉時刻の繰り上げ・繰り下げ関係調(速報)」によると、全国の投票所総数46,016投票所に対して閉鎖時刻の繰り上げ投票所数は17,268投票所あり、全国の37.5%の投票所が閉鎖時刻の繰り上げを行っています。

同様に、山口県においては、投票所総数800投票所に対して372投票所であり、県内の46.5%の投票所が閉鎖時刻の繰り上げを行っています。

4 公職選挙法上の投票時間について

選挙の投票時間については、公職選挙法第40条第1項により、午前7時から午後8時までと定められています。しかしながら、同条ただし書きに、選挙人の投票に支障がなければ、4時間以内の範囲内で投票所閉鎖時刻を繰り上げることができることとされています。

○公職選挙法抜粋

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

5 本委員会の方針決定

以上のことから、本委員会では、①期日前投票制度の利用割合増加による当日投票者数の減少、②当日午後7時以降の投票状況、③アンケート調査の結果等を踏まえ、投票日当日については、午前7時から午後8時までとしている投票時間を、令和7年1月以降に行われる選挙から午前7時から午後7時までとすることといたしました(平郡地区は今までどおり午前7時から午後6時までです)。

なお、期日前投票所の投票時間は、今までどおり変更しません。投票日当日、投票に行くことができない人は、期日前投票・不在者投票をご利用いただきますようお願いいたします。

6 投票終了時刻の繰り上げによる効果等

○投票関係

- ・投票立会人や投票事務従事者等の負担が軽減されます。
- ・投票時間が短縮され、その分の費用が削減されます。選挙の種類によって異なりますが、およそ30万円から40万円の削減が見込まれます。

○開票関係

- ・開票開始時刻を早めることが可能となり、開票結果を今までより早く発表・公表することができます。

市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。